

○神戸学院大学体育館等使用規程

1992年4月1日

制定

改正 2004年4月1日

2007年4月1日

2015年4月1日

2016年7月28日

2019年4月1日

令和2年4月1日

第1条 神戸学院大学(ポートアイランド第1キャンパス、ポートアイランド第2キャンパス、有瀬キャンパス)体育館、アリーナ、柔道場、武道場及び多目的室(以下「体育館等」という。)の使用に関する事項は、この使用規程の定めるところによる。

第2条 体育館等を使用しようとする者は、あらかじめ大学の許可を受けなければならない。

第3条 体育館等を使用できる者は、本学の学生、職員及び学生支援センター所長の認めた者とする。

第4条 体育館等は、次の場合において使用することができる。

- (1) 大学の主催する行事
- (2) 正課体育授業
- (3) 課外活動
- (4) 学生及び職員の主催する行事
- (5) その他、学生支援センター所長が認めたもの

2 前項各号の使用日程が重複した場合は、学生支援センター所長が調整する。

3 第1項第5号の規定により、学外者に使用させる場合には、別に定める使用料を徴収する。
ただし、特別の事情のあるときは、これを減免することができる。

第5条 使用者に次の各号の一に該当する行為があつた場合は、その許可を取り消し、以後の使用を禁止することがある。

- (1) 施設備品を破損又は滅失する行為
- (2) 使用権の全部又は一部を他に転貸しする行為
- (3) その他、本規程並びに体育館等使用細則に違反し、管理運営上支障がある行為

2 大学において緊急その他やむを得ない理由により使用の必要が生じたときは、使用の許可を取り消す。

3 前二項により使用者が損害を受けても、大学は一切その責任を負わない。

第6条 使用者が施設又は設備を、故意又は重大な過失により破損又は滅失したときは、相当代価を弁償しなければならない。

第7条 体育館等の使用中に生じた事故で、大学の責によらないものについては、大学は一切その責任を負わない。

第8条 体育館等の放送室を使用する場合は、別に手続をしなければならない。

第9条 体育館等の使用にかかる管理は、学生支援センターが行う。

附 則

1 この規程は、1992年4月1日から施行する。

2 神戸学院大学体育館管理運営規程(昭和48年9月10日制定)及び神戸学院大学第2体育館使用規程(昭和50年4月1日制定)は、1992年3月31日をもつて廃止する。

附 則(2004年4月1日)

この規程は、2004年4月1日から施行する。

附 則(2007年4月1日)

この規程は、2007年4月1日から施行する。

附 則(2015年4月1日)

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則(2016年7月28日)

この規程は、2016年7月28日から施行する。

附 則(2019年4月1日)

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則(2020年4月1日)

この規程は、2020年4月1日から施行する。